

平成25年上尾市教育委員会7月定例会 教育長報告2

所属名 教育総務部 生涯学習課

<p>件 名</p> <p>上尾市登録文化財の登録（中平塚の祭りばやし）について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>上尾市文化財保護条例第5条第3項及び第7条の規定に基づき、下記の無形民俗文化財について保持団体を認定し、上尾市登録無形民俗文化財として登録したので、教育委員会へ報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 名 称 中平塚の祭りばやし</p> <p>2 種 類 民俗文化財（無形民俗文化財）</p> <p>3 保 持 団 体</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 名 称 中平塚囃子連</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 代 表 者 秋山 俊雄</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 代表者住所</p> <p>4 登録年月日 平成25年7月16日</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	上尾市登録文化財台帳等〔3頁～6頁〕

## 上尾市登録文化財台帳

(無形文化財等用)

登録番号	上文登第39号	登録年月日	平成25年7月16日
ふりがな	なかひらつかのまつりばやし		
名 称	中平塚の祭りばやし		
文化財の種類	民俗文化財(無形民俗文化財)		
保持団体 (保持者)	中平塚囃子連		
保持団体代表 者の氏名	秋山 俊雄		
保持団体代表 者の住所			
【概 要】			
<p>中平塚の祭りばやしは、神田ばやし系の祭りばやしである。明治時代後期である文久年間(1861～64)に、大太鼓の善さんと呼ばれる名人がいたと伝えられることから、既にこの頃には中平塚で祭ばやしが伝承されていたことが分かる。</p> <p>その後、明治時代中期には、西門前の若松座(神楽師)から、同じ神田ばやし系の祭りばやしである桑屋流の新ばやしを伝授され、現在に至っている。この新ばやしに対して、それ以前に伝えられていたはやしは、古っぱやしという。また、中平塚からは、昭和50年に蓮田市閨戸にはやしを伝授している。</p> <p>曲目には、「屋台」、「昇殿」、「鎌倉」、「四丁目」、「岡崎」がある。「昇殿」と「四丁目」は今日では演奏されていない。「屋台」は「ブツツケ」、「地」、「新切」、「三ツ目新切」、「乱拍子」、「キザミ」、「大切」で構成されている。このうち「地」は、ほかの構成要素の間をつなぐ役割をしている。</p> <p>上演の機会としては、元旦祭、5月5日のはやし講、7月の上尾夏祭り、中平塚の天王様がある。上尾夏祭りでは、宮本町に招かれてその山車に乗って演奏している。このほか、8月第1土曜日には上・箕の木地区の天王様に招かれて演奏していたことがある。また、かつて昭和30年代には、原市や蓮田の夏祭りの際に招かれて上演することもあった。</p> <p>なお、この祭りばやしには、付属芸能としておかめ・ひょっとこの踊りがある。この踊りは、「岡崎」を演奏に合わせて行うものである。</p>			

**【履 歴】**

指定当時:管理者氏名 団体代表 秋山 俊雄 上尾市大字平塚 1944-2

指定当時:保持団体名 保存団体 中平塚囃子連

**【構成員数】**

・平成 25 年4月 25 日 現在 15 名

**《補修等》**

**《貸出・所在変更等》**

**《参考:市刊行物》**

市史・第十巻 別編3 民俗

埼玉県民俗芸能調査報告書第十一集 埼玉の祭り囃子Ⅴ(北足立地方編一)

※ 市文=上尾市文化財調査報告・市史=上尾市史・無印=その他の刊行物

# 上尾市登録文化財の制度について

## 1 趣 旨

上尾市登録文化財は、保存および活用のための措置が必要な文化財について幅広く保護していくための制度である。文化財の活用展開も大きな目的としているため、現状のまま保存することを主目的にした指定文化財に比べて、登録手続きや現状変更などについての要件が緩和されている。

この制度の導入により、実情に合わせながら幅広くかつ柔軟な文化財保護施策を展開することができる。

## 2 根 拠

上尾市文化財保護条例(平成18年4月1日施行)

第7条、第9条～第16条、第19条～第22条

## 3 対象と選定基準

これまで行ってきた指定制度では、上尾市の歴史や地域性をみるうえで重要な文化財について指定を行い、保護施策を展開してきた。しかし、文化財の種類によっては類例の多いものや、保存の永続性の低いもの、近代以降の所産であるものなど指定制度でいうところの重要なものにあたらぬ文化財は多い。

登録制度では、こうした指定制度になじまない文化財の中で保存及び活用のための措置が必要であるもののうち所有者・保持者・保持団体が承諾したものについて登録する。

当面は、類例の多いもの・近代以降の所産であるものとして有形民俗文化財の石造物、無形民俗文化財の民俗芸能・民俗行事、有形文化財の市史編さん事業で所在の確認された歴史資料、永続性の低いものとして無形民俗文化財の民俗芸能・民俗技術・民俗行事について登録を行う。

## 4 登録手続きについて

- ・登録行為は教育長専決
- ・要件：所有者の同意
- ・発効：告示
- ・文化財保護審議会には登録後に登録結果を報告

## 5 管理・保存・活用について

- ① 届出が必要な場合
  - ・所有者の変更、滅失・毀損、所在変更、現状変更
- ② 届出不要な場合
  - ・修理
- ③ 教育委員会から所有者に対して勧告できる場合
  - ・管理修理勧告、公開勧告
- ④ 登録抹消
  - ・保存および活用の必要がなくなった場合は可(教育長専決・告示で発効)

## 6 効果

要件が緩やかであることから、上尾市指定文化財制度では対象とならなかった多くの文化財について対象とすることができ、ひいては、文化財保護の裾野を広げることにつながる。

上尾市登録文化財の名称を付与することにより、所有者または保持団体、および文化財が所在する地域の市民の関心を高め、文化財の保護や活用に益すると期待できる。